

**令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託
公募型企画提案募集要領（案）**

1 趣旨

静岡県は、「水産業デジタル技術実装促進事業」において、水産業者の所得向上や操業効率化、市場の活性化に取り組んでいる。

本業務は、上記事業に関連して、令和5年度に構築した操業判断情報集積システムを活用し、漁業現場で集約した情報を市場関係者、買受人、実需者（販売業者、飲食店、加工業者等）と即時共有することで、入札参加者の増加や新たな需要先の開拓による産地市場の活性化に繋げることを目的としており、本募集要領に基づき企画提案を募集する。

2 公告

令和6年11月25日（月）に静岡県ホームページに掲載

3 業務委託者

- (1) 業務委託者： 静岡県知事 鈴木 康友
- (2) 執行部署： 静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課水産振興班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
電話 054-221-2744
FAX 054-221-2865
メール suisanshinkou@pref.shizuoka.lg.jp

4 業務概要

- (1) 業務の名称
令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託
- (2) 業務の内容
県内定置網漁業において行う漁獲情報即時共有システム構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 業務委託期間
契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 委託契約額の上限
7,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5 企画提案参加資格

参加資格を有する者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 静岡県内に本社を有していること
- (2) 漁獲情報即時共有システム構築のため、本県伊豆地域の定置網漁場でネットワークを構築するため漁業者と連携が行えること
- (3) 遠隔監視や環境センシングに関するシステム開発経験・技術を有していること
- (4) 本県産地市場と実需者の間での電子商取引を可能とするシステムを開発した経験もしくはその技能を有していること
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立がなされていない者
- (7) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）による特別清算開始の申立がなされていない者
- (8) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）による破産手続開始の申立がなされていない者
- (9) 銀行取引停止処分を受けていない者
- (10) 静岡県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がない者
- (11) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成元年管第 324 号）に基づく入札参加停止を受けていないこと
- (12) 企画提案書の提出日から契約締結時までの期間に、静岡県の物品調達及び一般業務委託に係る入札参加停止基準（平成 18 年集用第 103 号）に基づく指名停止期間中でないこと
- (13) 次のアからキのいずれにも該当しないこと
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

6 企画提案参加方法

(1) スケジュール

ホームページによる公告開始	令和6年11月25日(月)
質問票の提出期限	令和6年12月2日(月)17時
質問票の回答	令和6年12月6日(金)
企画提案書の提出期限	令和6年12月12日(木)17時
審査会	令和6年12月17日(火)予定
審査結果の通知	令和6年12月18日(水)予定

なお、応募者の状況等により、日程を変更する場合があります。

(2) 企画提案募集要領等に関する質問の受付及び回答

質問事項がある場合には、質問票(様式1)により提出すること。なお、電話や来訪による口頭での質問及び提案書の具体的な記載方法についての質問は受け付けない。

ア 提出期限

令和6年12月2日(月)17時必着

イ 提出先

3(2)に記載の執行部署

ウ 提出方法

持参、郵送又は電子メール(電子メールで提出する場合には、件名に「公募質問票」を明記すること)

エ 回答

質問に対する回答は、令和6年12月6日(金)に一括して静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課ホームページ「漁獲情報即時共有システム構築業務委託公募型企画提案募集について」内に公開する。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

以下の書類を提出すること

	提出物	内容・備考	様式等	部数
1	企画提案書	(代表者印等の押印不要)	様式2	1
2	企画内容	<ul style="list-style-type: none"> ・定置網における漁獲情報即時共有システム構築方法 ・利用者等に対するサポート ・過去構築したネット上における魚介類販売システムの説明、解説(経験がある場合) ・既存SNSと連携可能なシステムとしていることの説明 	任意	9

		<ul style="list-style-type: none"> ・実施スケジュール ・業務実施体制 ・稼働後の運用・保守の説明* (資料は、A 4用紙 20 ページ以内とし、カラー印刷すること) 		
3	参加資格確認書類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社概要等（定款、組織、沿革及び事業内容等） ・直近 1 年間の納税証明書（本社所在地の法人都道府県税） 	任意	1
4	見積書	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた業務の実施に直接必要となる経費を計上すること ・積算内容を具体的に記載すること 	任意	1

※ 稼働後の運用・保守に係る経費を明示すること。

イ 提出期限

令和 6 年 12 月 12 日（木）17 時必着

ウ 提出先

3（2）に記載の執行部署

エ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

(4) 企画提案に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる。

- ・提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・本要領に反する事項が確認された場合

イ 著作権・特許権等に係る責任

提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て提案者が負う。

ウ その他

提出書類は、条例に基づく情報公開請求の対象となる。

7 審査

(1) 審査方法

審査は、県が別に定める「令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）」が開催する審査会において行う。

審査会では、提案者から提出のあった企画提案書等及び提案者によるプレゼンテーションの内容について、次項（2）のエに示す評価内容により評価・採点し、審議の上、最も優れた企画提案を行った者を契約予定者として選定する。

(2) 審査会

ア 日程

令和6年12月17日（火）予定

なお、時間割については、提案者ごとに個別に連絡する。

応募多数の場合、日程が複数日となる可能性があることを留意すること。

イ 会場

静岡県庁別館 20階第一会議室B（静岡市葵区追手町9番6号）

ウ プレゼンテーションの方法

提案1件当たりの説明時間20分以内、質疑応答15分以内を原則とする。会場への出席者は3人以内とする。

エ 評価内容

評価項目	評価基準
企画の独自性 ・実現性	令和5年度に構築した操業判断情報集積システムと連携可能なシステムとなっているか
	低コストで運用可能なシステムとなっているか
	県内定置網現場に導入可能なシステムとなっているか
	即時共有する情報の収集、閲覧が可能なシステムとなっているか
	既存SNSと連携した情報発信が可能なシステムとなっているか
業務実施体制	業務委託終了後の継続的な利用、業務停止時に支障が出ないような保守サービスを想定したシステムとなっているか
	実施スケジュールは適切であるか
	業務の実施に当たり、必要な人員体制が整っているか
	問い合わせ、クレーム及びトラブル対応の体制は整っているか
見積金額	地域貢献活動、SDGs、労働環境改善などの取組を実施しているか
	積算項目は適切であるか
	積算単価は適切であるか
	経費配分は適切であるか

オ 審査結果の通知

審査結果は、選定通知書（様式3）又は非選定通知書（様式4）にて、各提案者に令和6年12月18日（水）に発出予定である。なお、非選定通知書を受け取った者は、通知書の発出日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができる。

8 契約方法

契約に当たっては、選定された企画提案を直ちに契約内容とするものではなく、県と契約予定者が企画内容に沿って契約内容について協議・調整を行った上で、双方が合意に至った場合にのみ契約を締結する。なお、協議・調整の過程において、企画内容の一部変更や契約限度額内の金額変更を行う場合がある。

9 証拠書類の保存

本業務委託の関係書類は、令和11年3月末日まで保存すること。

10 その他

- ・本企画提案に要する経費（資料作成費、交通費等）は、全て提案者の負担とする。
- ・提出書類は返却しない。
- ・令和5年度に構築した操業判断情報集積システムについて
システム活用事業者：城ヶ崎海岸富戸定置網株式会社（伊東市富戸）
現システム設置場所：静岡県定置協会事務局（伊東市新井）
仕様については、別添仕様書を参考とすること

11 問い合わせ先

3（2）に記載の執行部署

(様式1)

令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託
公募型企画提案募集質問票

令和 年 月 日

静岡県水産振興課長 様

事業者名：

電話番号：

FAX番号：

E-mail：

標記の業務委託について、次のとおり質問します。

番号	質問事項

注1 質問がない場合は、提出不要

注2 用紙はA4縦とする

(様式2)

企画提案書

令和 年 月 日

静岡県知事 鈴木 康友 様

所在地
名称
代表者職氏名

当社は、下記業務の企画提案を提出します。

記

1 業務名

令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託

2 担当者連絡先等

責任者職氏名	
担当者職氏名	
電話番号	
FAX番号	
E-mail	

(様式3)

水 振 第 号
令和 年 月 日

様

静岡県知事 鈴木 康友

選定通知書

令和 年 月 日付けで受け付けた下記業務の貴社企画提案について、貴社を契約予定者として選定したので、通知します。

記

(業務名)

令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託

担 当：経済産業部水産・海洋局
水産振興課水産振興班
電話番号：054-221-2744

(様式4)

水 振 第 号
令和 年 月 日

様

静岡県知事 鈴木 康友

非選定通知書

令和 年 月 日付けで受け付けた下記業務の貴社企画提案について、下記の理由により契約予定者として選定しなかったため、通知します。

なお、この通知書の発出日の翌日から起算して5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）以内に書面（任意様式）により、非選定理由について説明を求めることができます。

記

1 業務名

令和6年度漁獲情報即時共有システム構築業務委託

2 非選定理由

担 当：経済産業部水産・海洋局
水産振興課水産振興班
電話番号：054-221-2744

令和5年度漁獲情報等集積システム構築業務委託仕様書

本契約の業務内容は契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

1 委託業務の目的

静岡県は、「水産業デジタル技術実装促進事業」において、水産業者の所得向上や操業効率化、市場の活性化に取り組んでいる。

本業務は、上記事業に関連して、漁船や定置網等に設置した定点カメラ等のIoT機器を活用し、漁業者が操業前の定置網の入網状況及び漁獲情報等を確認、参照することで、燃料・氷代の節約や、効率的な操業に繋げるシステムを構築することを目的としている。

また、将来的には、本業務で構築したシステムにより集約した情報を市場関係者、買受人、実需者（販売業者、飲食店、加工業者等）と即時共有するシステムを構築し、入札参加者の増加や新たな需要先の開拓による産地市場の活性化に繋げる。

2 実施時期

契約日から令和6年3月29日まで

3 適用範囲

- (1) 本業務は、この仕様書に記載する範囲とする。ただし、仕様書に記載がない事項であっても、本業務の受注者（以下「受注者」という。）が本業務の履行において必要不可欠と判断する事項については、本業務の範囲に含むものとし、本仕様書で特に負担者又は負担行為を定めている場合を除き、全て受注者の負担で実施するものとする。
- (2) なお、上記の範囲を超えた仕様の追加や変更が生じた場合は、費用負担等も含め、静岡県と受注者が協議の上、決定する。

4 業務内容

(1) 委託内容

出漁判断や出漁準備に活用するために、定置網に設置したIoT機器等から得られ

る情報（魚の入網情報、漁獲情報等）を集積し漁業者が集積した情報を閲覧できる「漁獲情報等集積システム」（以下「本システム」という。）の構築・試運用を行い、現場に実装する業務

ア システムの基本要件

- ・集積した情報は、タブレットやスマートフォンで閲覧できるシステムとすること。
- ・異なるOSの端末から同時にシステムに接続しても問題なく使用できること。
- ・操作性、視認性、システム管理の効率を考慮したものであること。
- ・将来的な情報の発信、閲覧及びオークション等の機能追加や、市場関係者、買受人、実需者との情報の即時共有（以下「情報の即時共有」と言う。）ができるよう、システム拡張可能な仕様であること。

イ 機能仕様

①情報集積機能

- ・本事業は、城ヶ崎海岸富戸定置網株式会社の定置網漁場において実施すること。
- ・情報集積に必要なIoT機器類を城ヶ崎海岸富戸定置網株式会社の漁船及び定置網に配置し、無線通信等によるネットワークを構築すること。
- ・城ヶ崎海岸富戸定置網株式会社が定置網に設置している水中カメラ及び魚群探知機と連携可能なシステムとすること。この場合の連携とは、本事業で用意するデータ管理システムに用いるサーバーへの情報保管、あるいは、同一の端末上で各情報を閲覧できるようにすることを言う。
- ・漁獲物及び操業に係る映像情報と音声情報の収集用としてウェアラブルカメラを、環境情報収集用としてLoRa無線形式に対応した水温計を配置すること。
- ・集積した情報を管理するオンプレミス型保管・管理システムを構築すること。

<設置機器>

設置場所	情報収集用機器（情報種類）	設置数
定置網	魚群探知機（定置網内魚群量）	既存機器と連携
	水中カメラ（定置網内魚種）	既存機器と連携
	水温計（定置網漁場環境）	2基
船上	ウェアラブルカメラ（漁獲物の映像、魚種、量等に係る音声情報）	2基

- ・保管された情報は、個人情報保護法を遵守し適切に管理されるようにすること。

②操業判断情報閲覧機能

- ・保管する情報や連携した機器の情報の閲覧機能を用意すること。
- ・閲覧機能は、スマートフォン（i O S、A n d o r o i d）及びパソコン（W i n d o w s、M A C）対応のブラウザで視聴できるものとする。
- ・閲覧機能は、事前に登録した漁業者のみが利用できるものとする。この場合の漁業者とは、本システムの情報集積機能を利用する経営体とし、各漁業者は当該漁業者の管理する定置網漁場、船舶で収集・集約された情報のみを閲覧できるものとする。
- ・なお、情報閲覧については、本システムで用いるサーバーに保管された情報の閲覧のほか、I o T機器から動画共有プラットフォーム（Y o u T u b e等）にアップロードされた情報との連携でも可能とする。

ウ 将来的なシステム拡張

- ・アの情報の即時共有は、本システムで用いるサーバーに保管された情報あるいは、I o T機器から動画共有プラットフォーム（Y o u T u b e等）にアップロードされた情報の閲覧によるものとする。

エ 導入・運用支援に関する要件

- ・漁業者による本システムの円滑な運用を促すための講習及び指導を行うこと。
- ・委託契約期間内において、本システムに関する問い合わせに対する対応や運用効率向上を目的とした助言等の支援を行うこと。
- ・県が、「令和5年度水産資源食害防止対策推進事業」で構築するキンメダイ食害情報収集システムのサーバーと連携可能なシステムとすること。

(2) 成果品

- ・本システムの試運用及び導入結果に関する報告書
- ・本システム運用に係る講習内容の電子データ

※①p d f形式、②W o r d形式もしくはP o w e r P o i n t形式の2種類の電

子データを納品すること

(3) 納入場所

静岡県経済産業部水産・海洋局水産振興課

5 証拠書類の保存

本業務に関する書類は、業務終了年度の翌年度から5年間保存するものとする。

6 その他

(1) 著作権等

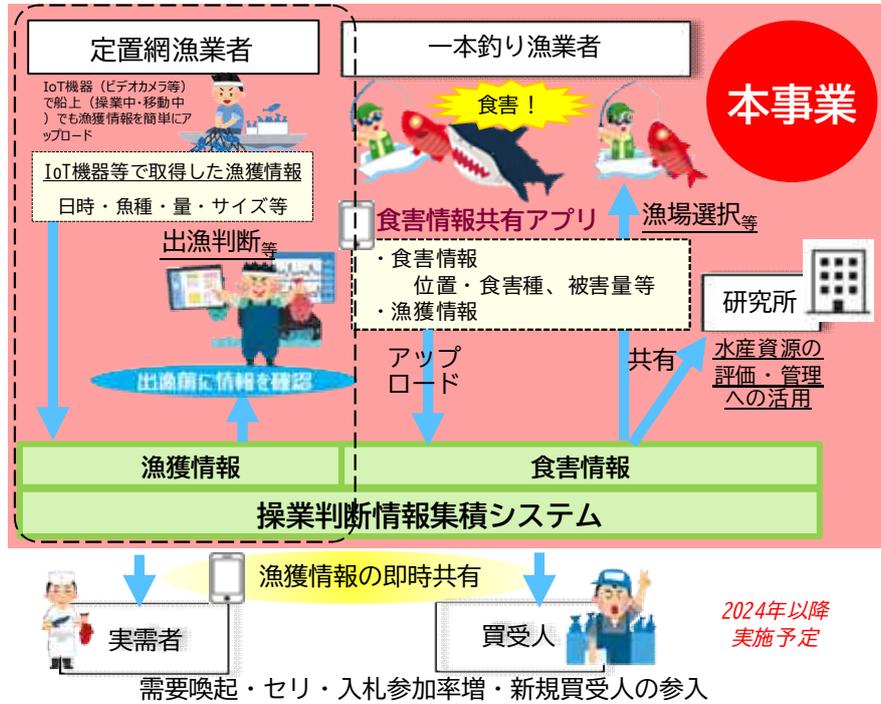
- ・本業務により作成された全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。
- ・県は、受託者の著作者人格権の同一性保持権に接触しない範囲内で、成果物の変更を行うことができるものとする。
- ・契約終了時に他のシステムへのデータ移行の必要が生じた場合は、県又は県が指定する移行先へデータの提供や名義変更等の手続きを行うこと。
- ・本仕様書に定めのない事項については、双方誠意を持って協議し解決にあたること。

(2) 上記に定めのない事項については、静岡県と受注者が協議の上、決定する。

◇参考イメージ

- ・システムの構築に当たっては以下のイメージを参考とすること。

<漁業生産性向上促進事業全体像（点線部、本委託事業による実施範囲）>



<漁獲情報等集積システム部分抜粋>

